

審査基準

令和7年6月30日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第49条の7第2項
処 分 の 概 要	駐車許可
原権者（委任先）	警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め	
審 査 基 準	別紙のとおり
標準処理期間	3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請書は、許可を受けようとする場所を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊の担当窓口へ提出してください。
問い合わせ先	申請書を提出した警察署、高速道路交通警察隊の担当窓口又は警察本部交通部交通企画課
備 考	

別紙

警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、駐車許可の申請の内容が、次の１から４までのいずれにも該当するときは、許可をするものとする。

１ 駐車する日時

駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

２ 駐車場所及び方法

次のいずれにも該当すること。

- (1) 他の車両による時間制限駐車区間の利用を著しく妨害する場所でないこと。
- (2) 駐車の方法が、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。

３ 駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

- (1) 公共交通機関その他の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められるものであること。
- (2) 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることが不可能であると認められるものであること。
- (3) 道路交通法第 77 条（道路の使用の許可）第 1 項各号に規定する行為を伴うものでないこと。

４ 駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難であると認められるものであること。

- (1) 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
- (2) その他の車両にあつては、その用務先からおおむね 100 メートル以内